

れわれはどこからきたのか われわれはなにものかわれわれはどこへいくのか」という名画を思い出した。

ウィズ・コロナ時代の試行錯誤と教訓を乗り越えて、ポスト・コロナ時代にわたしたちはどこへいくのか、そしてどのような医学史を紡ぎ出すのだろうか？「医学全史—西洋から東洋・日本ま

で」の読者による、未来に向けた座談会を催したくなった。

(中村 安秀)

[筑摩書房, 〒111-8755 東京都台東区蔵前2-5-3,  
TEL. 03 (5687) 2680, 2020年12月, 新書判, 480  
頁, 1,200円+税]

竹原万雄 著

## 『近代日本の感染症対策と地域社会』

本書は、表題の通り、「近代」日本の地域社会における「感染症」「対策」について記述している。ただし、具体的には、主に、1897(明治30)年の「伝染病予防法」成立までの、主としてコレラと赤痢のみに対する、「隔離と消毒を中心とした」対策を記述したものである。良くも悪くも、この表題と内容の齟齬が、本書の性質を示しているように思われる。

「序章」において、著者は、本書の目的が「検疫・消毒・隔離といった現代でも実施される感染症対策が制度として整備されていく」「明治時代を対象に、人びとの行動と対策を照合しながら感染症対策の変遷を考察」(p.11)することであると述べている。また、「近代日本ではコレラ流行がひとつのペースメーカーとなって感染症対策が整備され、明治三〇(一八九七)年に『伝染病予防法』が成立した。」同法は、「平成一〇(一九九八)年まで約一〇〇年間続いており、近代日本の感染症対策の制度的画期となったことは間違いないであろう。」(p.14)とも述べている。

「第一部 衛生政策構想と情報収集」においては、明治初期を中心として、著者のいう、欧米の衛生に関する「知識情報」と、明治政府の衛生政策に対する自然環境・生活環境・風俗習慣といった「衛生をめぐる地域社会の実情」に関する「地域情報」に関する論考が掲載されている。

「第二部 明治一〇年代のコレラ流行と地域社会」においては、明治10年代のコレラ流行をめぐる政府の対策と、「コレラ騒動」を含む地域社

会の動向に関する論考が掲載されている。

「第三部 『自治的予防体制』と『伝染病予防法』の成立」においては、明治20年代のコレラおよび赤痢の流行と、著者のいう「自治的予防体制」に関する論考を並べ、1893(明治26)年の官制改定は、「当時の方針としては警察に全てを委ねたわけではなく、各自・町村吏員が力を合せることを想定していた。」(p.294)と述べたのち、「第一三章『伝染病予防法』の制定過程とその内容」において、「近代日本における伝染病対策は、地域社会の実情を考慮しながら形成されてきたといえるのではなからうか。」(p.326)と結論づけている。

本書第一部では、「内務省衛生局雑誌」など、これまであまり活用されてこなかった資料が活用されている。また、第二部、第三部では、コレラと赤痢について、いくつかの地域での流行が記述されている。また、「明治一五(一八八二)年の『コレラ騒動』の特徴とは、明治一五(一八八二)年のような前近代以来の習慣などよりも、行政の予防に感染源の忌避を原因とした自地域を守る予防行為であった」(p.326)との指摘も興味深い。

しかし一方で、評者は、本書について若干の疑念を抱く。たとえば、本書では軽く触れているにすぎない小栗史朗は、著書「地方衛生行政の創設過程」において、明治20年代前半には「衛生当局は、衛生工事、海港検疫および病毒侵入後の措置」の「三路線をふまえたきわめて合理的、総合的な伝染病対策戦略をもっていた。」<sup>1)</sup>(p.186)も

の、このうちの「病毒侵入後の措置」のみが「伝染病予防法」に集約された、と述べている。そしてその「伝染病予防法」とそれを担う「衛生組合」についても、公選衛生委員から官製衛生組合への変質は、「衛生行政が伝染病予防、しかも発生を制圧するのではなく、蔓延流行を抑止する手段にすぎぬという矮小化を、町村衛生行政に具体化した」<sup>1)</sup>(p.182)と述べている。

上述のとおり、本書の主な内容は、いわば、「伝染病予防法」の形成史にすぎない。これはこれで重要な研究ではあるものの、肺炎や下痢、結核等を含む感染症というよりはコレラ・赤痢に限定した“伝染病”の、しかも、その対策のごく一部でしかなかった「伝染病予防法」の形成史を、「近代」日本の「感染症」「対策」と呼んで憚らない態度について、評者は、公衆衛生に携わるものとして、著者の「衛生行政」の理解、あるいは“感染症対策”なるものの理解は、あまりに表層的、一面的ではないかとの疑念を抱かざるを得ない。

ひとつ、些細だが重要と思われる事実を挙げておこう。本書では、1893(明治26)年以降「地方衛生事務のすべての執行と監督が警察部の所掌となり、昭和二〇(一九四五)年の敗戦まで続いた」(p.18)とあるが、実際には、1942(昭和17)年11月には、保健衛生行政事務の所管は各道府県警察部から内政部に移管されている<sup>2)</sup>。この移管は、徴用工に関する労働行政の警察への移管との交換であったという<sup>2)</sup>。これは、一見些末な事実のようであるが、「地方衛生事務のすべての執行と監督」を警察が所掌する体制が、第二次世界大戦前にすでに時代遅れになっていたこと、そしてその内政部への移管が、戦時のドサクサに、しかも労働行政とのバーターの形でしか実現しなかったことを示している。「伝染病予防法」成立後10年もしないうちに、コレラの大流行は、おそらくは海港検疫によって影を潜めた一方で、赤痢は猖獗を極めた。20世紀に入ると、結核等の慢性伝染病あるいは乳児死亡等の問題が新たに浮上し、単なる取り締まりではなく、国民に対する衛生教育と理解や協力が必要な時代になっていたにもか

かわらず、時代の要請とは逆行するように、地方衛生行政は警察の所管であり続け、行政機構と必要な公衆衛生活動との間に乖離が生じていたのである。

1897(明治30)年の「伝染病予防法」が、近代日本の感染症対策の“画期”である、あるいは、「地域社会の実情を考慮しながら形成されて」きたのだから、「警察の一手もちとなる衛生行政を指向したのではな」(p.292)かった、などという本書の見解は、その後の衛生行政の顛末をみるならば、評者には、あまりに平板、皮相的なものにみえる。「近代日本における伝染病対策は、地域社会の実情を考慮しながら形成されてきた」(p.326)などの本書の結論も、“地域社会の実情を考慮しなかった”などと唱える論者は、長与専斎を含めて考えられない以上、学術的に意味のある主張とは思えない。また、このような結論は、「明治二十年代の分析は欠かせない」(p.326)との着眼を示していながら、結局のところ、単なる著者からみた「実情」の称揚に陥っているようにさえみえる。

著者が、「現代社会にもより積極的に打ち出せるリアリティのある伝染病の歴史を追究していきたい」(p.341)のであれば、より広い視野から、衛生行政を展望したうえで、諸先達の知見をないがしろにすることなく対峙し、批判的に止揚していくことが必要なのではなからうか。もっとも、これは、この著者にのみ望むべきことではなく、評者自身の課題でもあるのだが。

## 【文献】

- 1) 小栗史朗. 地方衛生行政の創設過程. 東京: 医療図書出版社; 1981
- 2) 逢見憲一. 保健所法から地域保健法へ—戦前・戦中・戦後のわが国の公衆衛生の発展. 公衆衛生. 2018; 82(3): 188-194

(逢見 憲一)

【清文堂出版, 〒542-0082 大阪市中央区島之内  
2丁目8-5, TEL. 06(6211)6265, 2020年12月,  
A5判, 364頁, 8,800円+税】